

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
1	都市計画課	北岡北地区土地区画整理事業補助金	飯山町北岡北地区土地区画整理組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H11	土地区画整理事業を実施することで、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る。	土地区画整理事業の解散認同等に要する費用について、補助を行う。	0	0	270	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	750
2	都市計画課	緑のまちづくり協議会補助金	丸亀市緑のまちづくり協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H16	市民、各種市民団体、企業等との協働により、良好で魅力的な緑を造り出し、地域環境の総合的な質を高めるとともに、生活に安らぎと潤いをもたらす緑のまちづくりを行うことを目的とする。	要件：市民参加による緑のまちづくりを推進することにより、快適な生活環境都市の形成を図り、健康で文化的な市民生活に寄与すること。 補助率：規定なし 補助金の上限額：予算の範囲内	1,440	1,440	1,440	(1)継続するもの	工 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,440
3	都市計画課	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	市内に自ら所有する住宅の耐震診断及び耐震改修工事を実施する市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H23	市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、補助金を交付し、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保することを目的とする。	昭和56年5月31日以前に着工の住宅 (耐震診断) 補助率：9/10 補助限度額：9万円 (耐震改修工事) 補助率：1/2 補助限度額：90万円 ※耐震改修工事について、市内業者が実施した場合に限り、補助率：55/100、補助限度額：99万円	18,166	12,816	13,233	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20,520

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27			
4	都市計画課	緊急輸送路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金	DID地区内で道路閉塞の恐れのある緊急輸送路沿道建築物の所有者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	耐震性の高い市街地の形成および大規模地震時に避難活動や物資の補給等で重要な役割を果たす緊急輸送道路の安全の確保を図り、震災に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	(耐震診断) DID地区内の緊急輸送道路沿道で、地震により倒壊し緊急輸送道路を閉塞する恐れのあるもの(昭和56年5月31日以前に着工のものに限る) 補助率: 2/3 補助金限度額: 400万円 (国: 1/2、県: 1/4、市: 1/4)	—	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
5	都市計画課	民間建築物耐震診断事業補助金	要緊急安全確認大規模建築物の所有者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	耐震診断を実施する要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、補助金を交付し、耐震性の高い市街地の形成を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。	(耐震診断) 改正耐震改修促進法施行規則による基準により指定される要緊急安全大規模確認建築物を対象とする。 補助率: 5/6 補助金限度額: 社会資本整備総合交付金で定める㎡当りの耐震診断実施限度額 (国: 1/3、県: 1/4、市: 1/4) ※残る1/6は別途国の補助事業(緊急耐震促進事業補助金)で補助が行われる。	—	0	17,539	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
6	建設課	私道整備事業補助金	自治会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	私道を舗装整備する事により、安心安全の道づくり及び生活環境の向上を図る。	工事費1/2以内。 50万円を上限	—	—	2,807	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年 度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
7	下水道課	雨水貯留施設 設置補助金	市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H20	雨水の有効利用を図 るため、雨水貯留槽 の設置を推進し節 水型まちづくりを 目指すことを目的 とする。	・対象経費の1/2を 補助 ・容量100Lから200L 未満の上限金額は3 万円 ・容量200L以上の上 限金額は5万円	474	342	234	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	525
8	下水道課	雨水貯留施設 改造補助金	浄化槽が不用 となった市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	雨水の有効利用を図 るため、不用とな った浄化槽を雨水 貯留槽への改造を 推進し節水型ま ちづくりを目指す ことを目的とする。	・対象経費の1/2を 補助 ・上限金額は10万 円 (H25までは、上限 金額 5万円)	150	181	67	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	600
9	下水道課	雨水浸透施設 設置補助金	市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H23	宅地内の降雨が地下 水の涵養や水路等 への雨水流出抑制 に繋がる雨水浸透 枘の設置を推進し 、河川の負担軽減 を図ることを目的 とする。	・対象経費の1/2を 補助 ・上限金額は1申請 につき1箇所あたり 5千円の4箇所ま での2万円	0	20	0	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	60
10	下水道課	合併処理浄化 槽設置補助金 (国・県費補助 対象分)	下水道事業計 画区域外の市 民及び農業集 落排水事業の 実施区域以外 の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設 置を推進し、生活 排水による公共用 水域の水質汚濁を 防止することを目 的とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 に基づき国、県、 市が1/3ずつを補 助	159,519	151,518	118,728	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義 務的である 事業等	150,900

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年 度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
11	下水道課	単独浄化槽等 転換補助金	下水道事業計 画区域外の市 民及び農業集 落排水事業の 実施区域以外 の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H21	単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への 据え換え撤去を推進 し、生活排水による公 共用水域の水質汚濁 を防止することを目的 とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 に基づき、上限金額 9万円を国、県、市 が1/3ずつ補助 ・県単独補助事業に より 上限9万円を県、市 が 1/2ずつ補助	900	630	1,350	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義 務的である 事業等	1,800
12	下水道課	合併処理浄化 槽設置補助金 (単独)	下水道事業計 画区域内で3 年目以降に下 水道の整備計 画がある区域 の市民及び下 水道の整備が 技術上困難な 区域の市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	合併処理浄化槽の設 置を推進し、生活排 水による公共用水域 の水質汚濁を防止す ることを目的とする。	国の循環型社会形 成推進交付金制度 の補助基準額と同じ 額又はその1/2を補 助	444	729	2,061	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき 事業を代替 又は補完し て実施してい る事業等	1,776
13	下水道課	合併処理浄化 槽設置資金融 資利子補給金	市の補助を受 け合併処理浄 化槽を設置す る市民	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H22	合併処理浄化槽の設 置費用の融資あっ せんによる償還金の利 子を補給することによ り、合併処理浄化槽 の設置者の負担を軽 減することを目的と する。	・設置費用の50万円 までを融資あっせん ・償還金は無利息 ・利子は市が全額補 給 ・償還金額は毎月1 万円	5	8	4	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	130
14	下水道課	下水道ポンプ 設備設置補助 金	下水道供用開 始3年以内の 区域内に居住 する市民	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補 助により、下水道の 供用開始区域内にお いて地形上自然流下 で汚水を下水道に流 せない地理的条件を 解消し下水道への接 続を促すことを目的 とする。	・供用開始から3年 以内に下水道に接 続するためのポンプ 設備を設置する工事 費(設置費及び電気 設備費) ・上限金額は20万 円	0	0	0	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき 事業を代替 又は補完し て実施してい る事業等	400

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
15	下水道課	排水設備改造 資金融資利子 補給金	下水道供用開始3年以内の区域内に居住する市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	下水道接続に要する宅内排水設備工事の資金を融資あつせんし、その償還金の利子を補給することにより、下水道に接続する市民の負担を軽減することを目的とする。	・供用開始から3年以内に行う10万円以上で70万円までの宅内排水設備工事 ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還	11	15	14	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	450
16	下水道課	下水道ポンプ 設備設置補助 金	農業集落排水事業供用開始3年以内の区域内に居住する市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	ポンプ設備の設置補助により、農業集落排水事業の供用開始区域内において地形上自然流下で汚水を農業集落排水処理施設に流せない地理的条件を解消し農業集落排水処理施設への接続を促すことを目的とする。	・供用開始から3年以内下水道に接続するために行うポンプ設備設置に要する工事費(設置費及び電気設備費)を補助 ・上限金額は20万円	0	0	0	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200
17	下水道課	排水設備改造 資金融資利子 補給金	農業集落排水事業供用開始3年以内の区域内に居住する市民	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農業集落排水処理施設への接続に要する宅内排水設備工事の資金を融資あつせんし、その償還金の利子を補給することにより、農業集落排水処理施設に接続をする市民の負担を軽減することを目的とする。	・供用開始から3年以内に行う宅内排水設備工事に要する経費の10万円から70万円までを融資あつせん ・償還金は無利息 ・利息は市が全額補給 ・融資金額が50万円以下は毎月1万円を償還 ・融資金額が50万円超は毎月2万円を償還	4	1	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200

補助金チェックシート

建設水道部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年 度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
18	下水道課 (経営課)	下水道事業団 補助金(公共 下水道特会)	日本下水道事 業団	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	生活環境の改善と公 共用水域の水質を保 全する目的で、下水 道の事業主体である 地方公共団体と国が 共同して、下水道整 備のための研修、下 水道技術者の養成、 訓練、新技術の開 発、試験研究など、日 本下水道事業団の運 営業務に必要な経費 を負担する。	国・・・総事業の1/2 県・・・総事業の1/3 市・・・総事業の1/6	116	0	0	(2)原則 として廃 止するも の	ウ 社会情勢 等の変化に より補助の目 的が適切で なく、事業効 果の薄れて いる事業等	0